

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

薬剤師の資格取得費用

Q：私は、個人で薬局を営んでいます、薬剤師の資格を持っていません。

今は、薬剤師の資格のある者を雇っているのですが、私自身も薬剤師の資格を取得するために薬科大学に入学するつもりです。この場合、薬科大学の授業料等は必要経費に算入できますか。

A：必要経費には算入できません。

【解説】

不動産所得、事業所得又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、別段の定めがある場合を除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他その収入金額を得るため直接要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額とされています。

技能の習得又は研修のために支出した費用が必要経費になるかどうかは、その支出金が現に営んでいる業務に直接必要な技能や知識に係るものであるかどうかによります。

ご質問の場合の薬科大学の授業料等の費用は、薬局の業務と相当の関連はありますが、業務の遂行上不可欠なものではないと思われるので、必要経費には算入されないことになります。

